



令和5年6月6日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県産品流通支援課	県産品振興係	子林 日置	内線 3817
			直通 058-272-8362
			F A X 058-278-3563

## 令和5年度岐阜県「県産品愛用推進宣言の店」の募集について

### ～県産品の一層の利用拡大をめざします～

県では、県産品<sup>\*</sup>の利用拡大を推進しており、県内産の食材を利用した料理を提供している飲食店や、県内の商品を多数取り揃えている販売店を「県産品愛用推進宣言の店」として指定しています。

平成14年度の指定開始以来、令和5年4月1日現在355店舗（飲食の部：239店舗、食品製造販売の部：34店舗、販売の部：82店舗）を指定し、県ホームページで紹介しています。

このたび、下記のとおり令和5年度の指定店の募集を開始しますのでお知らせします。

※県産品とは、県内で生産、製造又は加工（全部又は一部）された商品をいいます。

#### 記

### 1 指定対象店舗

県内および県外（県内に本社又は本店がある事業者に限る。）の次の店舗

部 門	店 舗 区 分
飲食の部	飲食店、ホテル・旅館等の飲食部門
食品製造販売の部	パン・菓子類製造販売店、仕出し・弁当販売店、酒蔵等
販売の部	百貨店、総合スーパー、食料品スーパー

### 2 指定の要件

#### <全部門共通要件>

「県産品愛用推進宣言の店」として県産品愛用に積極的かつ計画的に取り組む旨を、書面により宣言すること。

#### <部門別要件>

部門毎に設定した取扱い項目等を満たすこと。

\*項目等に関する詳細は、別添応募チラシをご覧ください（「4 申請手続き」に記載されたダウンロード先にも掲載）。

### 3 指定のメリット

① 木製名板の贈呈

「県産品愛用推進宣言の店」と記載された名板を掲示してPRすることができます。

② 岐阜県のホームページや各種広報媒体を活用し県内外に紹介

### 4 申請手続き

県ホームページから申請書類をダウンロードの上、次の申請先まで提出してください。

トップ>産業・農林水産・観光>農業>

地産地消>県産品愛用宣言の店について>募集案内

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8163.html>

### 5 申請期間

令和5年6月6日（火）から9月29日（金）まで（9月29日（金）消印有効）

### 6 指定までの流れ

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ① 申請受付        | 令和5年6月6日（火）～9月29日（金） |
| ② 現地調査        | 令和5年10月中旬から11月下旬     |
| ③ 関係機関からの意見聴取 | 令和5年12月上旬            |
| ④ 指定決定        | 令和5年12月下旬            |
| ⑤ 名板贈呈        | 令和6年3月上旬             |

### 7 問い合わせ・申請先

岐阜県庁 商工労働部 県産品流通支援課 県産品振興係  
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 10階

Tel : 058-272-8362

Fax : 058-278-3563

Mail : c11370@pref.gifu.lg.jp